

債権申出の公告 (第二回)

当法人の清算人は、令和七年六月三十日、千葉
地方裁判所佐倉支部により選任されましたので、
当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載令
和七年七月十七日)の翌日から二箇月以内にお申
し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清
算から除外します。

令和七年七月二十二日

千葉県白井市復字六七四番地

鳥見神社

東京都中央区銀座一丁目一三番四号大和銀

座一ビル二階トウエルブ法律事務所

清算人 弁護士 上松 真林

債権申出の公告 (第三回)

当社は、令和七年七月一日厚生労働大臣の承認
により企業年金制度を終了したので、当社の確定
給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第
一回掲載(令和七年七月十五日)の翌日から二箇
月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出が
ないときは清算から除外します。

令和七年七月二十二日

兵庫県神戸市須磨区弥栄台四丁目一番三

モンノ株式会社

山崎 潤

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三百三十万円減少す
ることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次の
とおりです。

[https://www.kaikai-home.com/axes/0100/](https://www.kaikai-home.com/axes/0100/index.html)

index.html

令和七年七月二十二日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

アプレフ・ジャパン・ワン特定目的会社

取締役 ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千八百三十一万円
減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次の
とおりです。

[https://www.kaikai-home.com/axes/0101/](https://www.kaikai-home.com/axes/0101/index.html)

index.html

令和七年七月二十二日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

アプレフ・ジャパン・ワン特定目的会社

取締役 ベネット佳恵子

訂正公告

令和七年六月二十四日(号外第一四一号)掲載
の神果神戸青果株式会社に係る第六十七期決算公
告(枠組)中、「(うち当期純損失)」とあるは「(うち
当期純利益)」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月二十二日

取消公告

令和七年六月二十五日掲載の合併公告及び令和
七年六月二十五日掲載の乙の合併につき株券等提
出公告は取消します。

令和七年七月二十二日

愛知県一宮市浅野字大曲三〇番地三

(甲) 株式会社ファルマリンク

代表取締役 根本 聡

東京都千代田区大手町一丁目六番一

(乙) 株式会社クローバー

代表取締役 松枝 秀和

正 誤

令和六年三月十五日(号外第五十八号)こども
家庭庁告示第三号(児童福祉法に基づく指定通所
支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算
定に関する基準等の一部を改正する告示)
(原稿誤り)

二ページ改正後欄一行目から五行目までは次の
とおりの誤り。

一 指定通所支援(児童福祉法(昭和二十二年法
律第六十四号。以下「法」という。第二十一
条の五の三第一項に規定する指定通所支援をい
う。以下同じ。及び基準該当通所支援(法第二
十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該
当通所支援をいう。以下同じ。に要する費用の
額は、別表障害児通所給付費等単位数表第1、
第3、第4及び第5により算定する単位数に別
にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗
じて得た額を算定するものとする。

三ページ改正後欄一行目から二八行目までは次
のとりの誤り。

二 前号の規定にかかわらず、次に掲げる指定児
童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援
の事業等の人員、設備及び運営に関する基準。平
成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定
通所基準」という。第四条に規定する指定児童
発達支援をいう。以下同じ。に要する費用の額
は、令和九年三月三十一日までの間、それぞれ
次に掲げる額を算定するものとする。

イ 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所
(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等
の人員、設備及び運営に関する基準等の一部
を改正する内閣府令(令和六年内閣府令第五
号。以下「一部改正府令」という。附則第四
条及び第五条の規定によりなお従前の例によ
るものとされた主として難聴児を通わせる指
定児童発達支援事業所(指定通所基準第五条
第一項に規定する指定児童発達支援事業所を
いう。以下同じ。をいう。以下同じ。におい
て難聴児に対し行う指定児童発達支援 別表
2 経過障害児通所給付費等単位数表第1に
より算定する単位数に別にこども家庭庁長官
が定める一単位の単価を乗じて得た額
口 旧主として重症心身障害児指定児童発達支
援事業所(一部改正府令附則第四条及び第五
条の規定によりなお従前の例によるものとさ

れた主として重症心身障害児(法第七条第二
項に規定する重症心身障害児をいう。以下同
じ。を通わせる指定児童発達支援事業所をい
う。以下同じ。において重症心身障害児に対
し行う指定児童発達支援 別表2 経過障害
児通所給付費等単位数表第2により算定する
単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単
位の単価を乗じて得た額

ハ 旧指定医療型児童発達支援事業所(一部改
正府令附則第二条及び第三条の規定によりな
お従前の例によるものとされた指定児童発達
支援事業所をいう。以下同じ。又は旧指定発
達支援医療機関(児童福祉法等の一部を改正
する法律(令和四年法律第六十六号。以下「一
部改正法」という。附則第四条第二項の規定
により一部改正法第二十一条の五の三第一項の指
定を受けたものとみなされているものをいう。
以下同じ。において肢体不自由(法第六
条の二の第二項に規定する肢体不自由をい
う。以下同じ。のある児童(以下「肢体不自由児」とい
う。又は重症心身障害児に対し行う指定児童
発達支援 別表2 経過障害児通所給付費等
単位数表第3により算定する単位数に十円を
乗じて得た額

三 前二号の規定により、指定通所支援又は基準
該当通所支援に要する費用の額を算定した場合
において、その額に一円未満の端数があるとき
は、その端数金額は切り捨てて算定するものと
する。

一〇〇ページ改正後欄一行目から八行目までは
次のとおりの誤り。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。
以下「法」という。第二十四条の二第二項第一
号の規定に基づき、指定入所支援(同条第一項
に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。に
要する費用の額は、別表障害児入所給付費単
位数表第1の1(注5から注6までを除く。、2
及び4から12までにより算定する単位数に別
にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗
じて得た額に、同表第1の1(注5から注6まで
に限る。及び3により算定する単位数に十円を
乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算
定する単位数に十円を乗じて得た額を算定する
ものとする。

【二略】